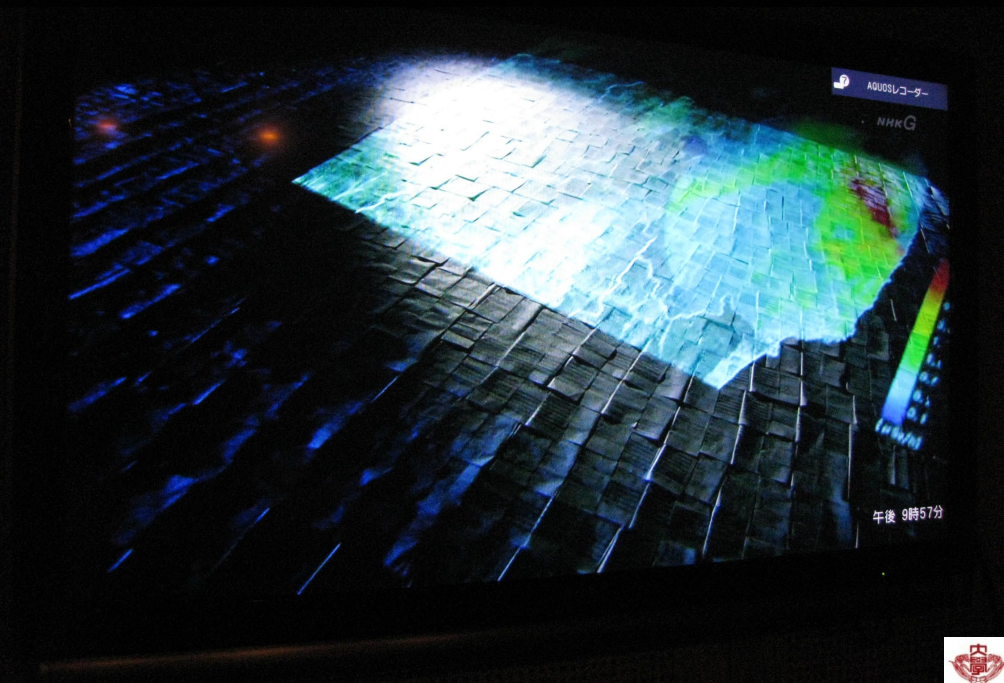
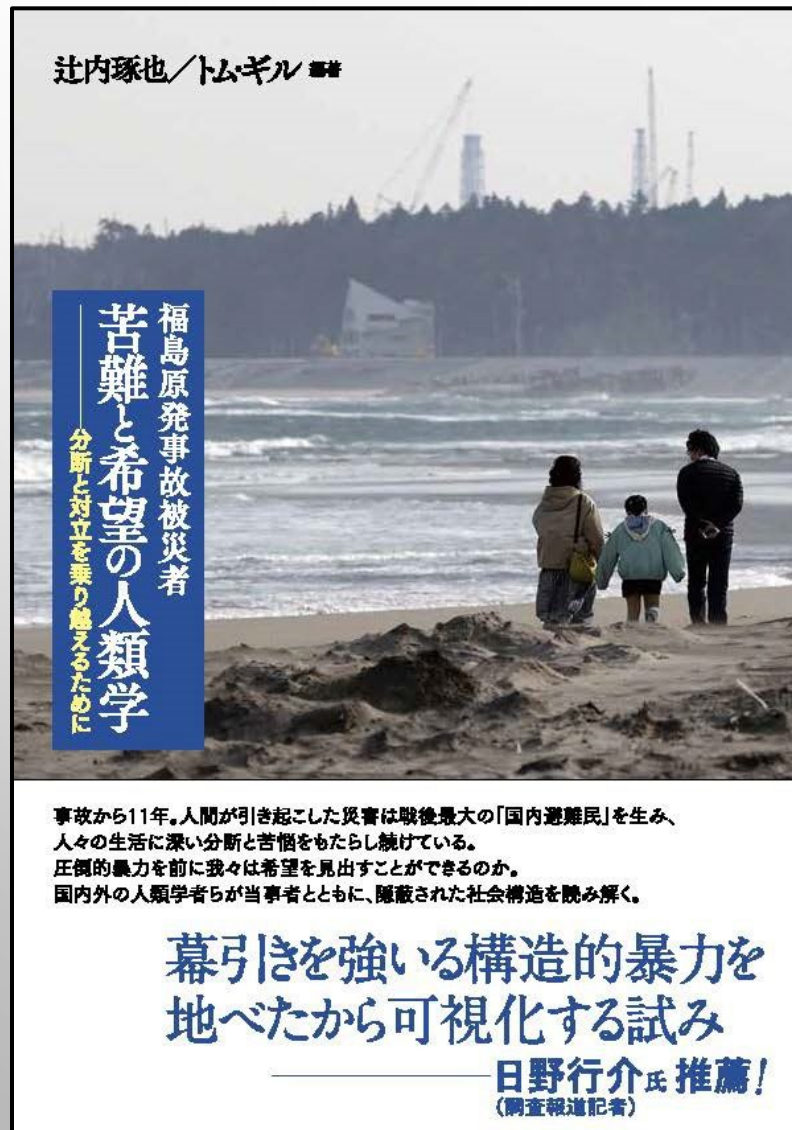


分断と対立の根底 にある問題群

早稲田大学災害復興医療人類学研究所
所長 辻内 琢也



福島原発事故被災者 苦難と希望の人類学



- ～分断と対立を乗り越えるために～
- 明石書店
[HTTPS://WWW.AKASHI.CO.JP/](https://www.akashi.co.jp/)
- 2022年10月発刊

福島原発事故被災者
苦難と希望の人類学
分断と対立を乗り越えるために

辻内琢也
トムギル 著

それでも、
語るのだ。

明石書店



1. 苦悩あるいは苦難の人類学



2. 核の平和利用というレトリック



3. 「安全・安心神話」の持つ権力性



4. 原発事故避難者数の推移からみた分断の進行



5. 作り出された分断と対立の現状



6. 分断と対立を生む構造を理解するために



1. 苦悩あるいは苦難の人類学



*Waseda Institute of Medical Anthropology
on Disaster Reconstruction*

©Photo by Takuya TSUJIUCHI

2022年2月28日（火曜日）のメール

- 「木曜日にウクライナで戦争が始まり、（僕はウクライナ生まれで、7歳の時にアメリカに移民したが、）ウクライナ南部に居る親戚がいて、ロシア侵略がその親戚の村と市を通っていて、木曜日以降は心配と怒りで、何もできていなかった状態でした。お陰様で、親戚はまだ生きているようで、昨日は地下室から出られて、パンを買いに行けたそうです。いここは幸いなことに、今ポーランドへウクライナから出稼ぎに行っていて、ウクライナにいなかったが、今はウクライナからの難民に対応をし始めているそうです。残酷な状況です。信じられない悪です。」（ALEKSANDR SKLYAR）
- ⇒**第5章/スクリャール「福島から自主避難した母親たちのディレンマ」**



チェルノブイリ、福島、そしてチェルノブイリ

- 日本語原稿の最終チェックをめぐってやり取りをしているなかで、1週間も返信がなく、私は「どうしたのだろうか、何かあったのだろうか」と心配していたところだった。
- 私はこのメールを読んで、なぜスクヤール氏が福島の問題に取り組み、なぜ3～4年にもわたる長いフィールドワークを日本語を使って続けられたのか、そしてどうして福島の大勢のインフォーマントの方たちと深い親交を築くことができたのかが、わかったような気がした。
- 2022年2月25日、日本時間午前1時頃、ロシア軍によるウクライナへの攻撃が始まった。その5時間後、激しい戦闘の末、とうとうチェルノブイリ原子力発電所までロシア軍によって占拠された。
- ロシアによるウクライナ侵攻のニュースをみて、世界中の多くの人びとが「福島／フクシマ／FUKUSHIMA」を思い起こしたことだろう。



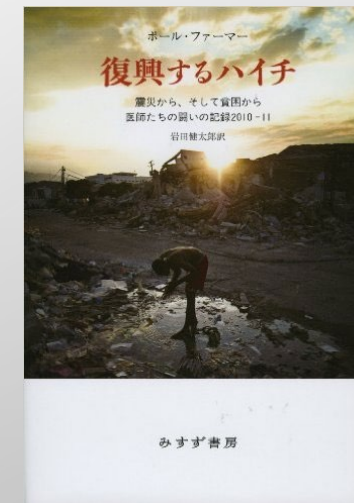
2022年2月21日 医療人類学者・医師 ポール・ファーマー氏 死去

- PAUL FARMER氏が62歳の若さで亡くなった。
- 健康障害や心理的苦悩を個人のものとしてきた悪しき習慣にメスを入れ、「社会的苦悩（SOCIAL SUFFERING）」という病巣を暴き出し、さらにはその苦悩を生み出す病理メカニズムとして「**構造的暴力（STRUCTURAL VIOLENCE）**」を同定した。

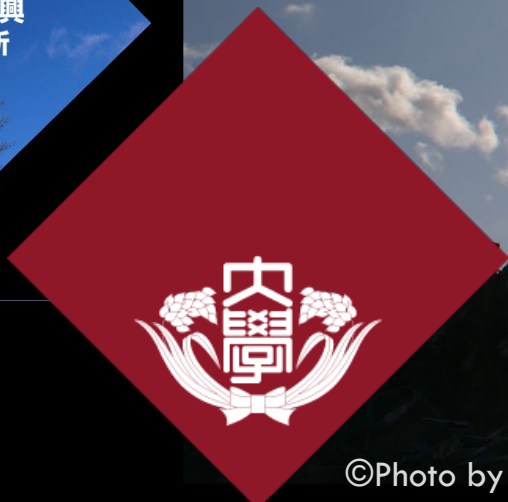


原発事故によって、日本の近代化や経済政策が作り出してきた社会構造の慢性的な病理が、いま各所で露見し、多くの被災者・被害者を苦しめている。

原発事故被害は、「構造的暴力による社会的苦悩」と言える。



2. 核の平和利用というレトリック



©Photo by Takuya TSUJIUCHI

*Waseda Institute of Medical Anthropology
on Disaster Reconstruction*

原子爆弾の実践的使用

- 1945年8月6日：広島に原爆「リトルボーイ(ウラン爆弾)」投下
- 1945年8月9日：長崎に原爆「ファットマン(プルトニウム爆弾)」投下

HIROSHIMA

HIROSHIMA STRIKE PHOTO
6 AUGUST 1945

NAGASAKI

世界中で進む核実験

- 1949年 ソビエト連邦 カザフスタン砂漠
- 1952年 英国 太平洋モンテベロ諸島
- 米国 太平洋マーシャル諸島

- 1960年 フランス サハラ砂漠

- 1963年 通称「**部分的核実験禁止条約**」

大気中への放射性物質の飛散を防止するために、大気圏内、宇宙空間、および水中における核兵器実験を禁止する国際条約が100か国以上で締結。

- 1964年 中国 新疆ウイグル自治区
- 1974年 インド ラージャスターン州砂漠
コードネーム「微笑む仏陀」

- インドの核実験は、「**平和的核爆発**」を名目として地下で行われた。

- 平和的核爆発とは、核爆発の爆圧・爆風・高熱・衝撃波を使って、オイルシールの採掘や巨大な土木工事などのために平和的に利用することを意味する。



「核の平和利用」の開始 (PEACEFUL USE OF NUCLEAR ENERGY)

- ・ <世界>
- ・ 1953年 国連総会、米国アイゼンハワー大統領が「核の平和利用」を提唱
- ・ ⇒核戦略が国際社会から危険視されることを避けるために、原子力は破壊的技術ではないと人びとに思わせることを狙った米国の国家戦略であった。（日本カトリック司教協議会、2016）
- ・ 1954年 ソビエト連邦 原発の運転開始
- ・ 1956年 英国が軍用プルトニウム生産と、電力供給の両方を目的とした軍民両用炉運転を開始
- ・ <日本>
- ・ 1954年1月 原子力予算が衆議院本会議で可決
- ・ 政界・官界・産業界・マスコミを挙げての核の平和利用キャンペーンが開始
- ・ 1955年 原子力開発の法的基盤となる「原子力基本法」が制定
- ・ 1956年 原子力事業計画を立案し推進する行政機関として「原子力委員会」が発足

原発が開発された当初は、
核の軍事利用と平和利用は混然一体

核の潜在的抑止力

- 外務省外交政策企画委員会『わが国の外交政策大綱(1969)』
- ⇒「当面核兵器は保有しない政策をとるが、**核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャル**を常に保持する」と明記されている（高橋2012）
- 石破茂自民党政調会長（2011）の発言
- 石破：私は核兵器を持つべきだとは思っていませんが、原発を維持するということは、核兵器を作ろうと思えば一定期間のうちに作れるという**「核の潜在的抑止力」**になっていると思っています。逆に言えば、原発をなくすということはその潜在的抑止力をも放棄することになる。
- （SAPIO、小学館、2011年10月5日号）

いつでも原子力発電所を軍事利用に転用できるという意味で、日本は「核の潜在的抑止力」を保持している



3. 「安全・安心神話」の持つ権力性



©Photo by Takuya TSUJIUCHI

*Waseda Institute of Medical Anthropology
on Disaster Reconstruction*

「安全・安心神話」の骨子

特定非営利法人「安全安心アカデミー」(2001)

- 1. 放射線の発見は人類の進歩にとって欠かせないすばらしい研究成果だ
 - 2. 放射線の遺伝影響は心配無用
 - 3. 適量の放射線は健康に有益
 - 4. 胎児は放射線に弱いが少しならびくともしない
 - 5. 放射線は正しく怖がろう
 - 6. 公衆は科学技術に対する過剰な不安を抱いている
 - 7. 公衆に原子力の原理を正しく教えていけば恐怖感がなくなる
- (島蘭『つくられた放射線「安全」論』2013より、辻内による整理)

このアカデミーには、学会や政府だけでなく、東京電力の要職についている人びとが何人も参加している。(島蘭、2013)



<http://anshin-kagaku.news.coocan.jp/>

『安全・安心神話』とは？

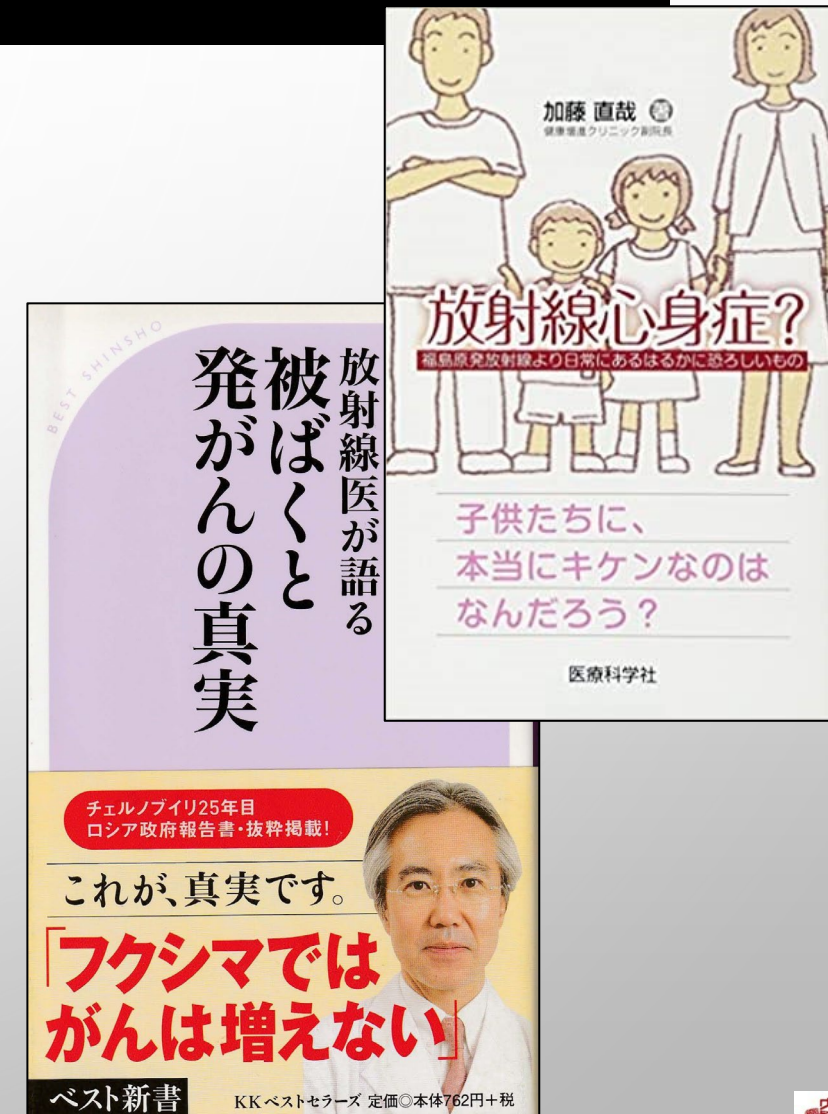
- 「原子力発電は安全な技術であり、危険な放射性物質も適切に安全に取り扱われており、周囲の住民、ひろく国民はみな安心して良いのだ」（辻内、2022）
- この神話には、神話としての要素が十分に含まれていると考えている。
- 目に見えない物質である陽子・中性子・電子などによってこの宇宙が成り立っているという宇宙論。
- その宇宙の成り立ちに関連する、一般人には理解できない秘密の技術（秘儀）を用いて“力”が生み出されること。
- 原子力発電所という秘儀が行われる場は聖なる空間（聖域）であり、原子物理学などの難解な科学的理論と技術的訓練を受けた特殊な人びと（神官）しか入ることができないこと。
- 原子力（聖なる力）は、邪悪な勢力に利用されると極めて危険なもの（原爆）になるが、正しい使い方をすれば人類にとって大きな利をもたらすもの（原発）になること。
- 原子力には、“生と死”や“破壊と創造”といったイメージが表裏一体に存在していること、など



ギリシャ神話より

原発事故後もつづく「安全・安心神話」の再生産

- 「原発事故による健康影響はたいしたものではなく、むしろ健康に影響が出るのではないかという不安やストレスが、人体に悪影響を及ぼしている」という論理（中川 2015）
- 「**国際原子力機関（IAEA）**」は1990年に始めた**チェルノブイリ原発事故**影響評価において、「一般住民の健康面については、**心理的影響や避難によるストレス症状は認めたが、放射線の影響については、甲状腺がんの増加が予測される以外に特にな**い」としている。（重松 2006）
- 「原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEC）」も、IAEAと同様の見解を述べている（長瀧 2012）
- ⇒いずれも**核の平和利用を促進する目的をもった主張**である。国際機関の声明であるが故に大きな権力性を伴う。



ペトリーナ（PETRYNA 2003）による人類学研究

- ウクライナにおいて長期の人類学的調査を行ったペトリーナ（2003）は、政治的権力によって科学的言説が作られ利用され再生産される現象を「政治的に封じ込められた科学（Science of political containment）」と呼んでいる。
- 精神衛生上の影響に関する国際学会において、チェルノブイリ後に、「放射線恐怖症（Radiation Phobia）」という病名が提唱され、繰り返し政治利用されてきた。
- この言説の普及によって、チェルノブイリでは、放射線被ばくによって将来健康上の影響が判明するかもしれない多くの人口集団において、補償の権利が否定されることになった。



「安全・安心神話」①スクリーニング効果言説の問題性

- ・ 福島原発事故後の日本社会にも、この権力性は強く働いている。福島県の県民健康調査で小児甲状腺がんが275人（2020年6月発表）に発見された理由として、「スクリーニング効果」だとする政府の見解も、この安全・安心神話の強力な再生産の事例。
- ・ スクリーニング効果とは、「それまで検査をしていなかった方々に対して一気に幅広く検査を行うと、無症状で無自覚な病気や有所見〈正常とは異なる検査結果〉が高い頻度で見つかる事」とされている（山下 2012）。
- ・ 現在のところ、福島県で発見された小児甲状腺がんは、原発事故との因果関係がないことになっている。
- ・ 政府が、いかに強硬に甲状腺がんと原発事故との因果関係を否定してきたかは、日野（2013）の詳細な取材に基づく論考『福島原発事故 県民健康管理調査の闇』で明らかにされている。



「安全・安心神話」②過剰診断論の問題性

- 「将来的に臨床診断されたり、死に結びついたりすることがないがんを多数診断している」（福島県県民健康調査検討委員会 2016）とする、いわゆる「過剰診断論」も主張されるようになってきた。
- 県民健康調査の甲状腺がん検診では、治療の必要のないがんだけでなく、結節やのう胞などがたくさん発見されてしまうために、検査を受けた子どもや家族が、病気の原因・経過・予後・治療に関する無用な「精神的負担」を被り、さらには診断や治療によって就労上や恋愛や結婚などのライフイベントにおける不利益といった「社会的な影響」を受ける（医学界新聞 2021）。
- 医学界を巻き込んだこのような「過剰診断論」の普及は、検診を受けたいと考える人びとの権利まではく奪していくことにもなる危険性があると筆者は考えている。
- この言説の普及により、実際に「甲状腺がん」と診断された人びとに対する治療やケアがおろそかになる可能性がある。



「安全・安心神話」によって生じた苦悩

- ⇒福島県内で放射能について語ることは、もはやタブー視される事象になってきており、極めて生きづらい社会が作り出されている。
- ⇒政界・官界・産業界・マスコミの総力をあげて強化している「安全・安心神話」の権力性は、「理想とされる市民像」を圧倒的なパワーで作り上げていっている。
- ・ **第1章／辻内論文「慢性状態の急性増悪」**
- ・ **第5章／スクリャール論文「家族と社会を尊重しながら、どう放射能から子どもを守るか」**
- ・ **第6章／木村論文「草の根からの市民と、国や東電が構築する市民」**
- ・ **第8章／ヴァイソープト論文「自主避難者が返るとき」**

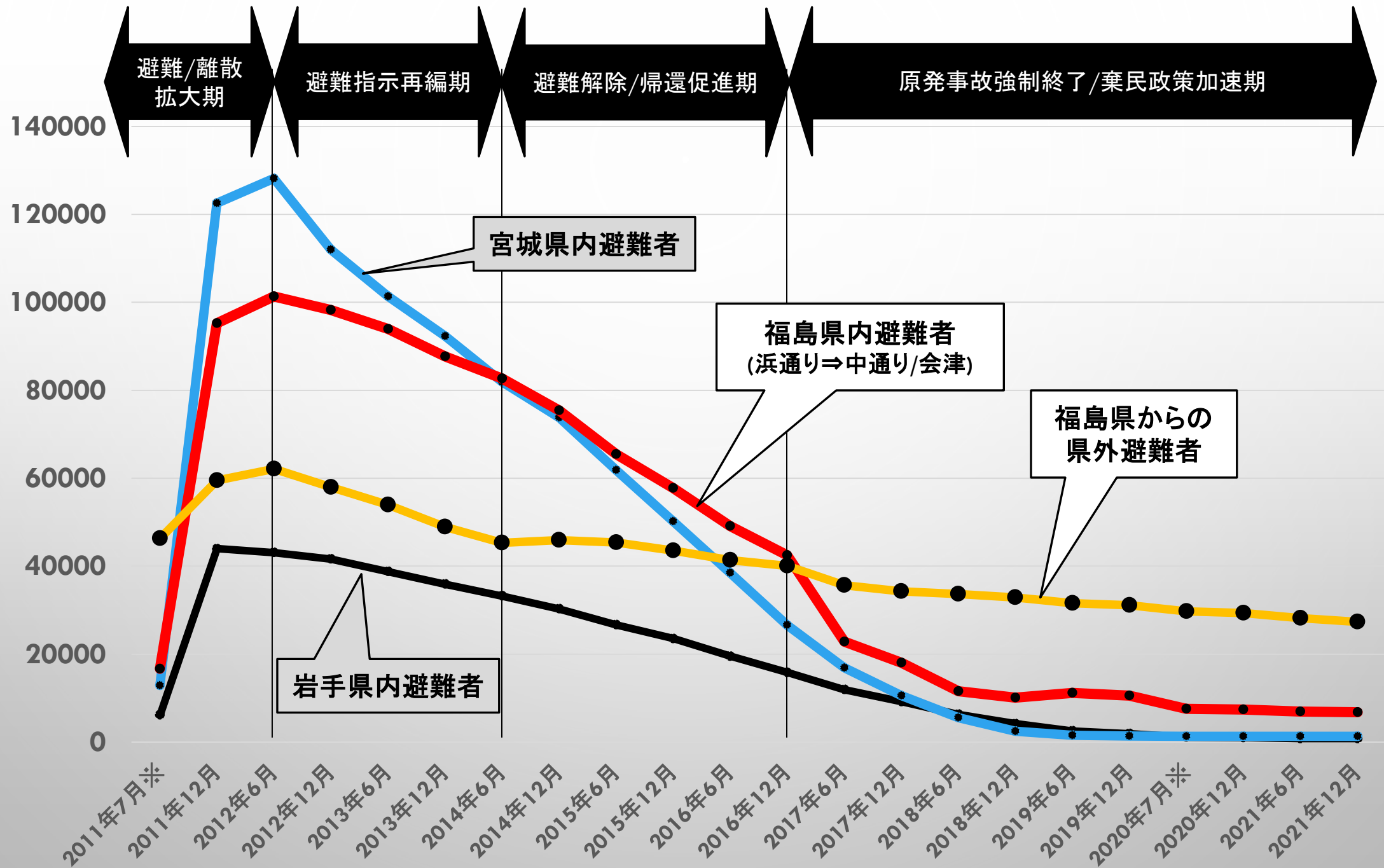


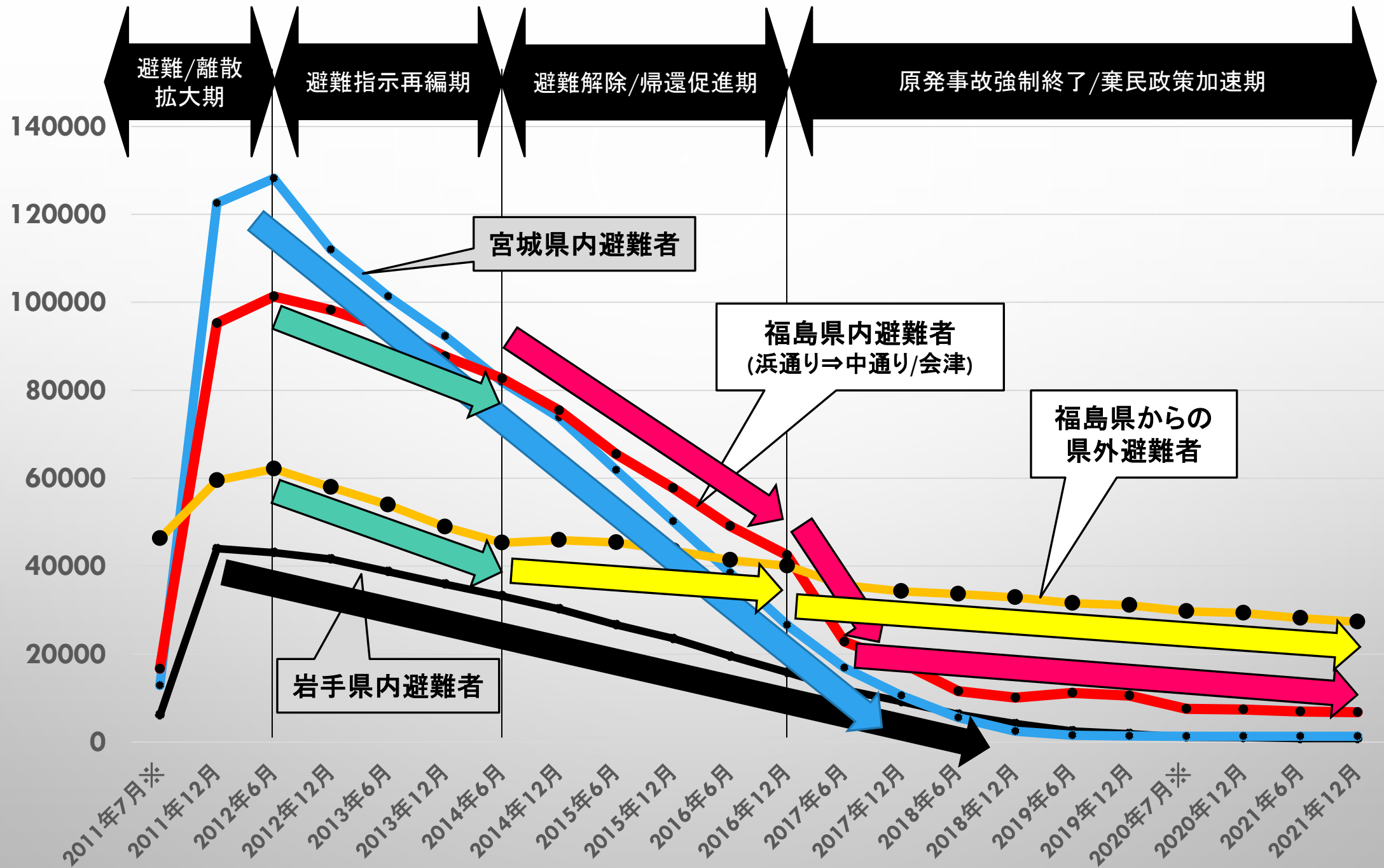
4. 原発事故避難者数の推移からみた 分断の進行

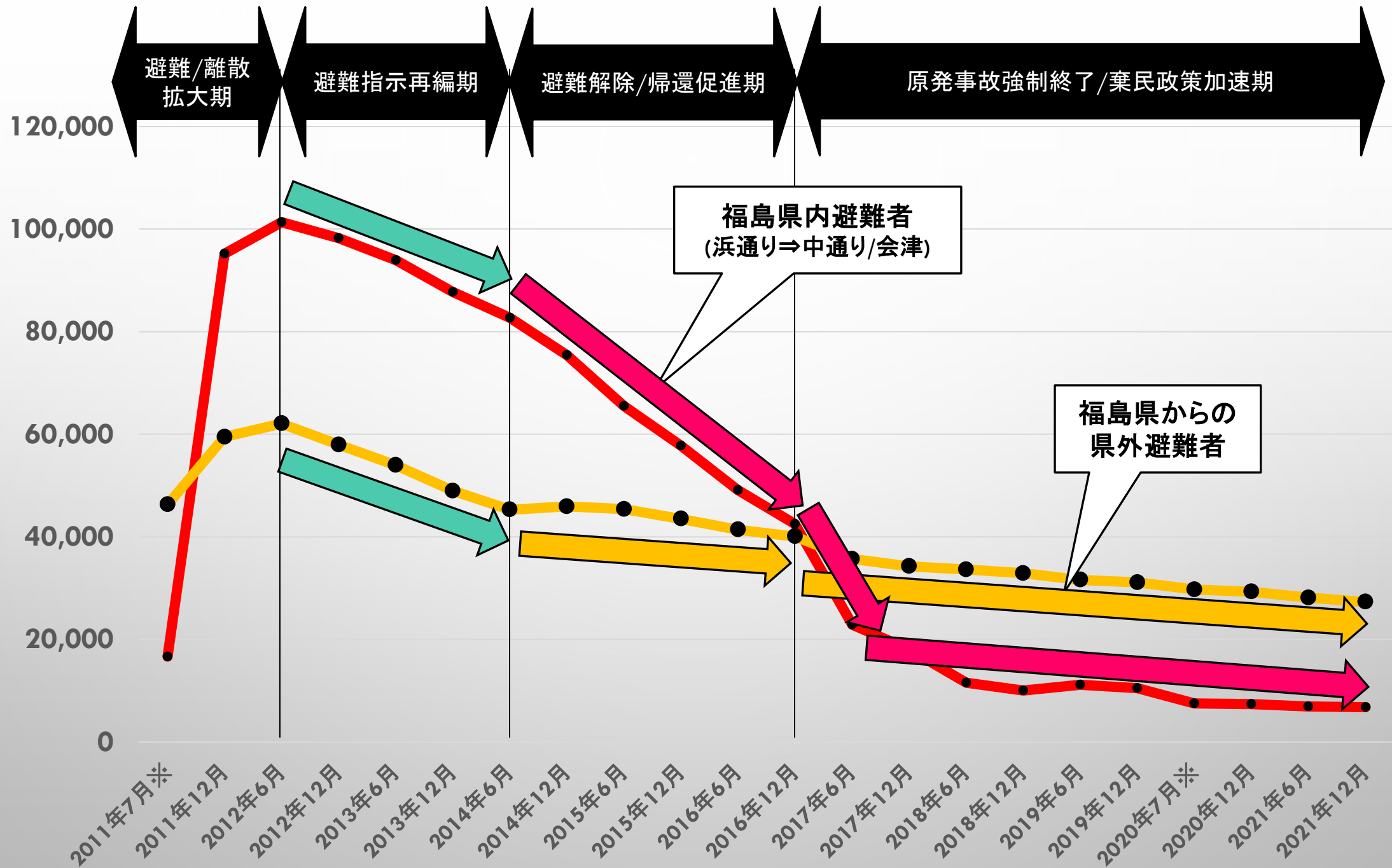


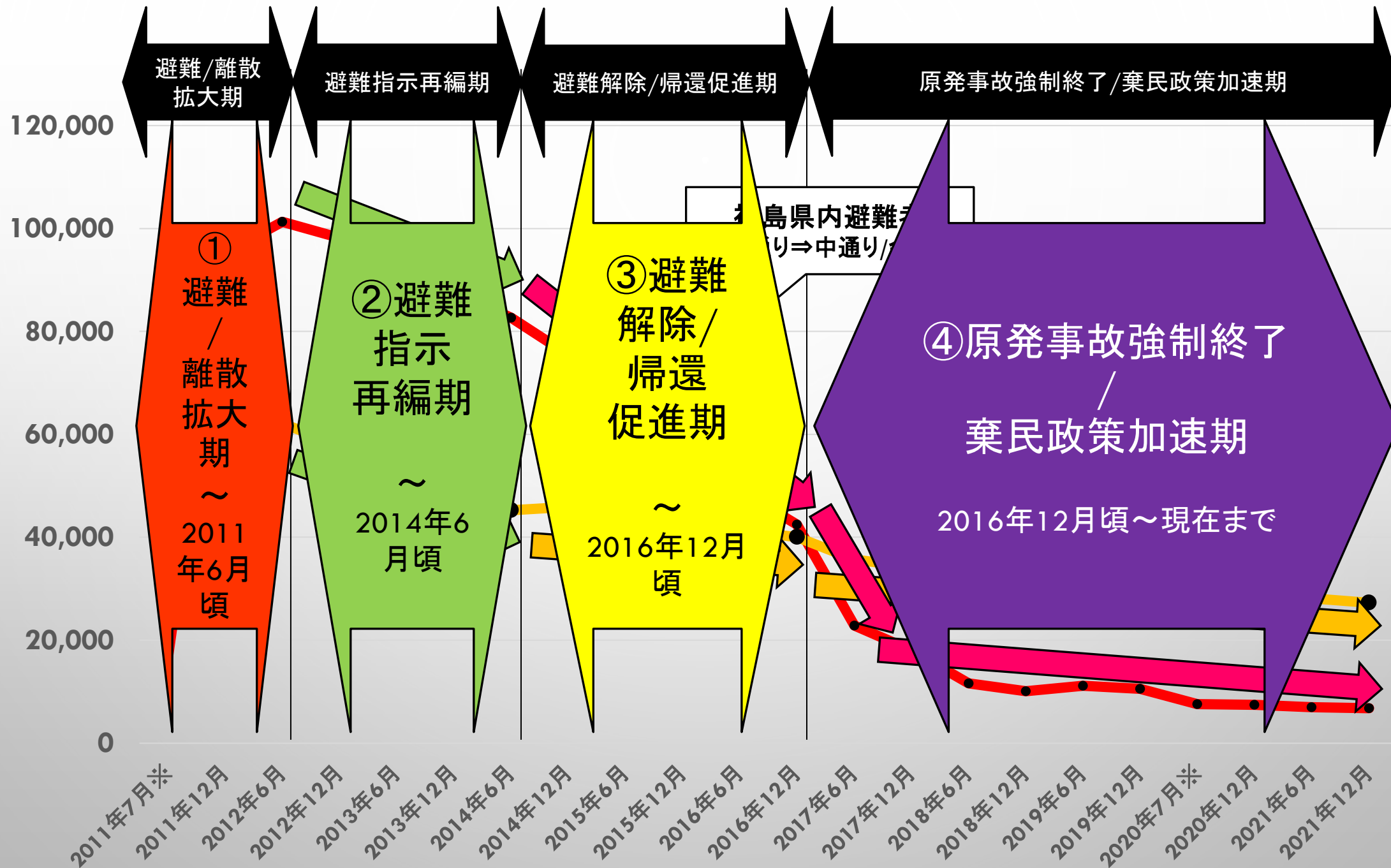
*Waseda Institute of Medical Anthropology
on Disaster Reconstruction*

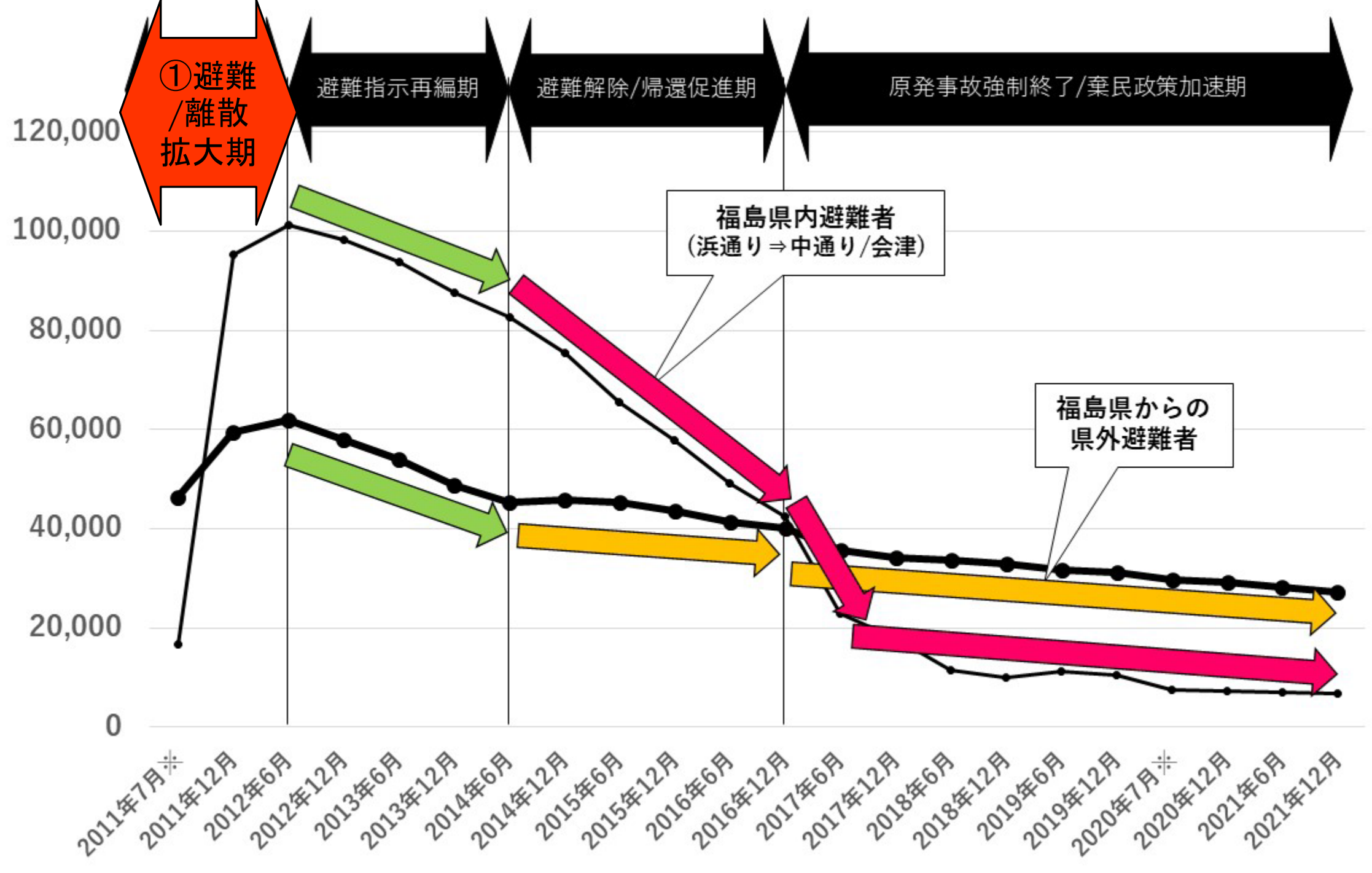
©Photo by Takuya TSUJIUCHI











①避難
/離散
拡大期

避難指示が次々と拡大していった 2011年3月

3月11日

19:03 原子力緊急事態宣言発令

3月12日

05:44 第一原発より10Km圏避難指示

15:36 1号機爆発

17:39 第二原発より10Km圏避難指示

18:25 第一原発より20Km圏避難指示

3月14日

11:01 3号機爆発

3月15日

11:00 第一原発より20～30Km圏屋内退避指示



①避難
/離散
拡大期

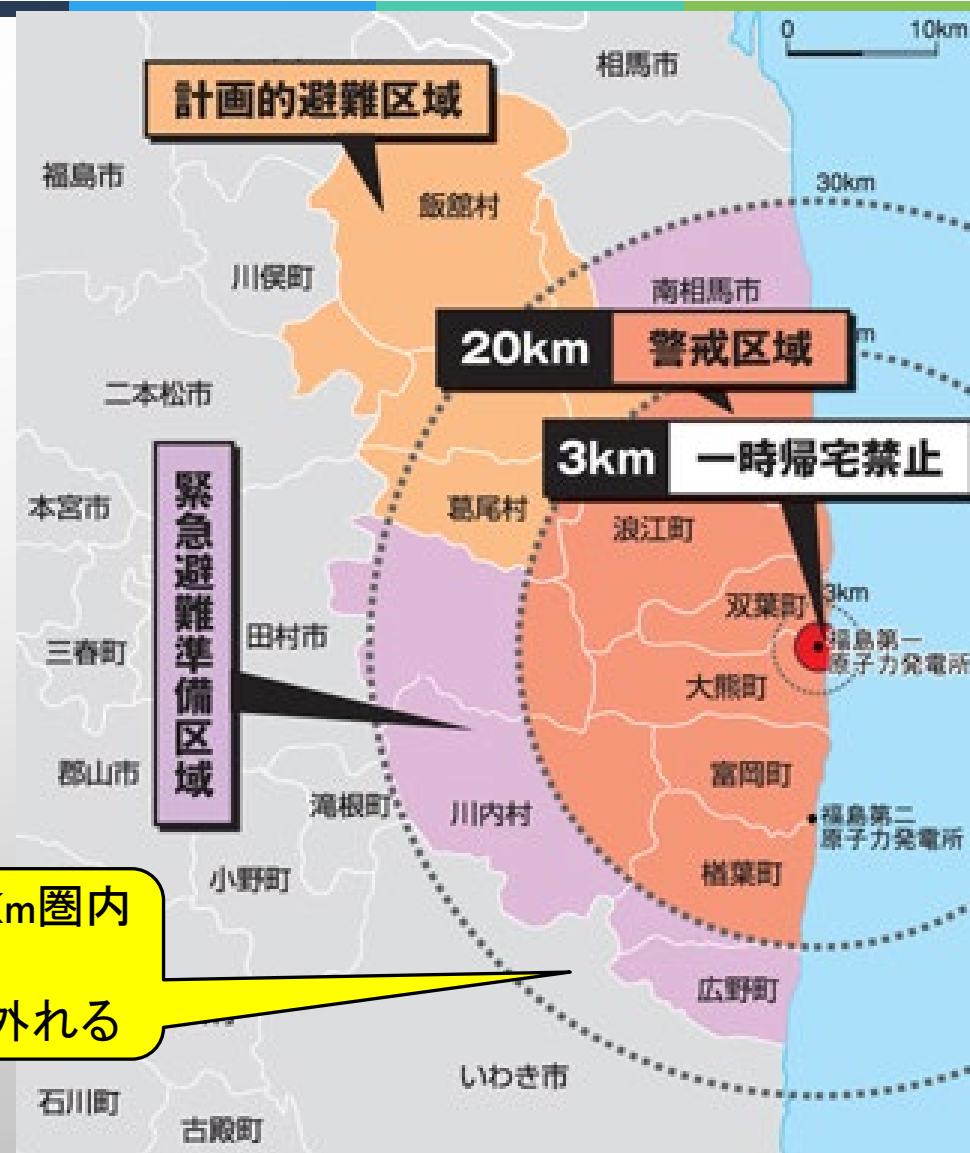
避難指示区域の設定

2011年3月……………4月22日

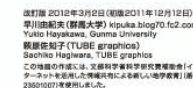
「避難させる」ことが目的



いわき市の30Km圏内
⇒
避難指示から外れる



- 放射能汚染が東日本全体に拡散している情報を得て次々と避難する人びとが増え、家族そして地域住民が離散していった時期

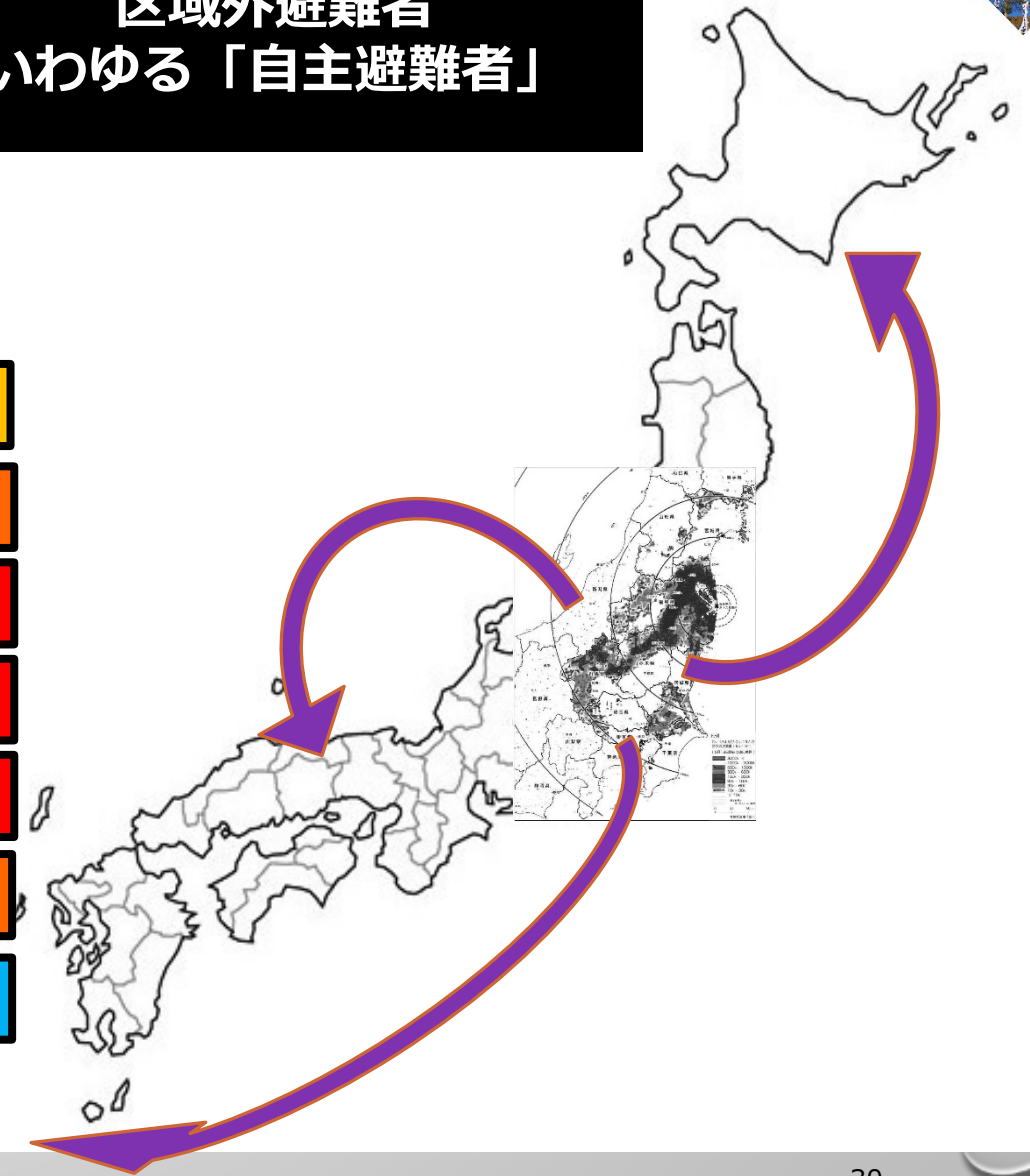
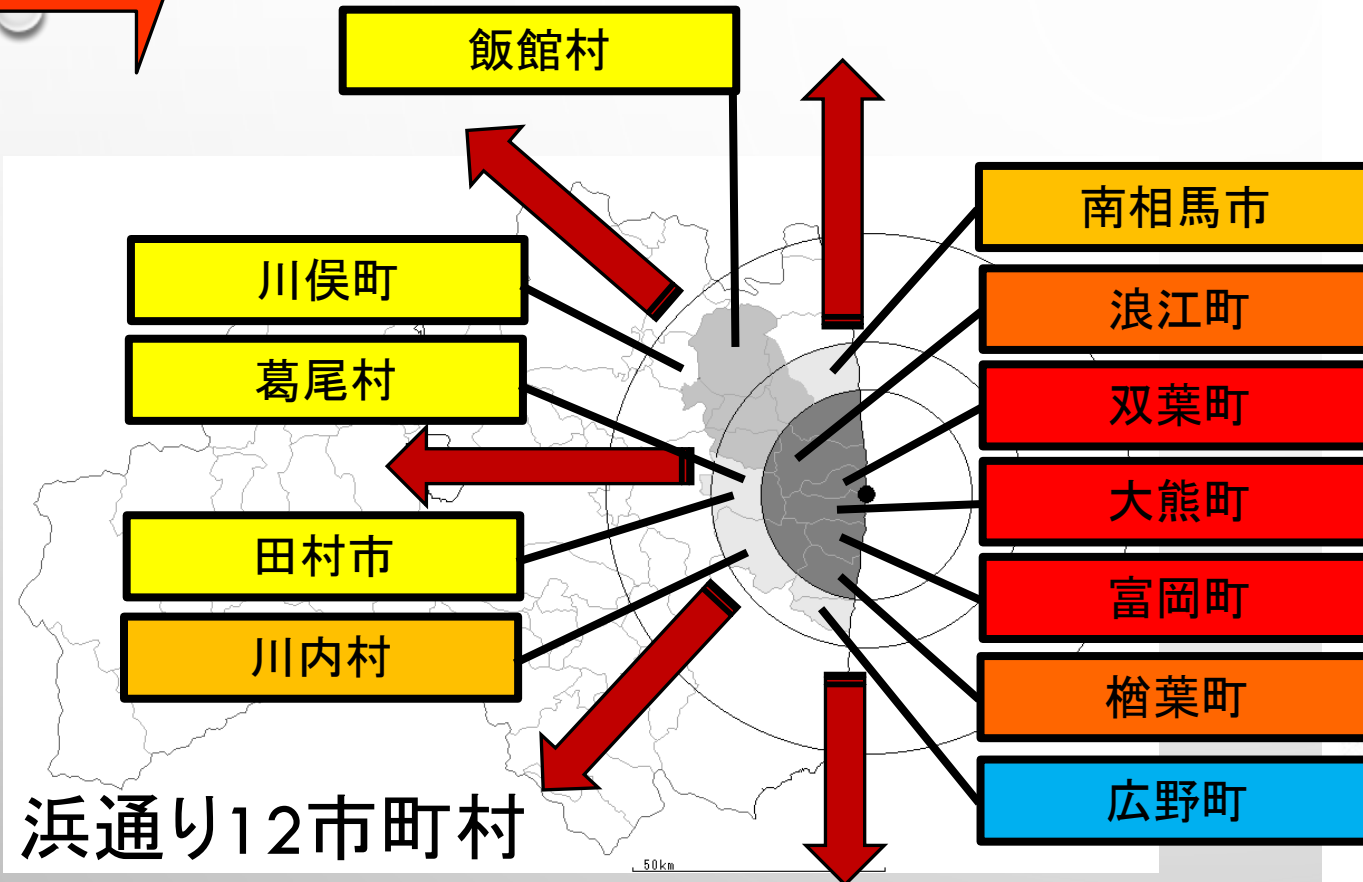


3月21日
柏コース

区域内避難者
いわゆる「強制避難者」

区域外避難者
いわゆる「自主避難者」

①避難
/離散
拡大期

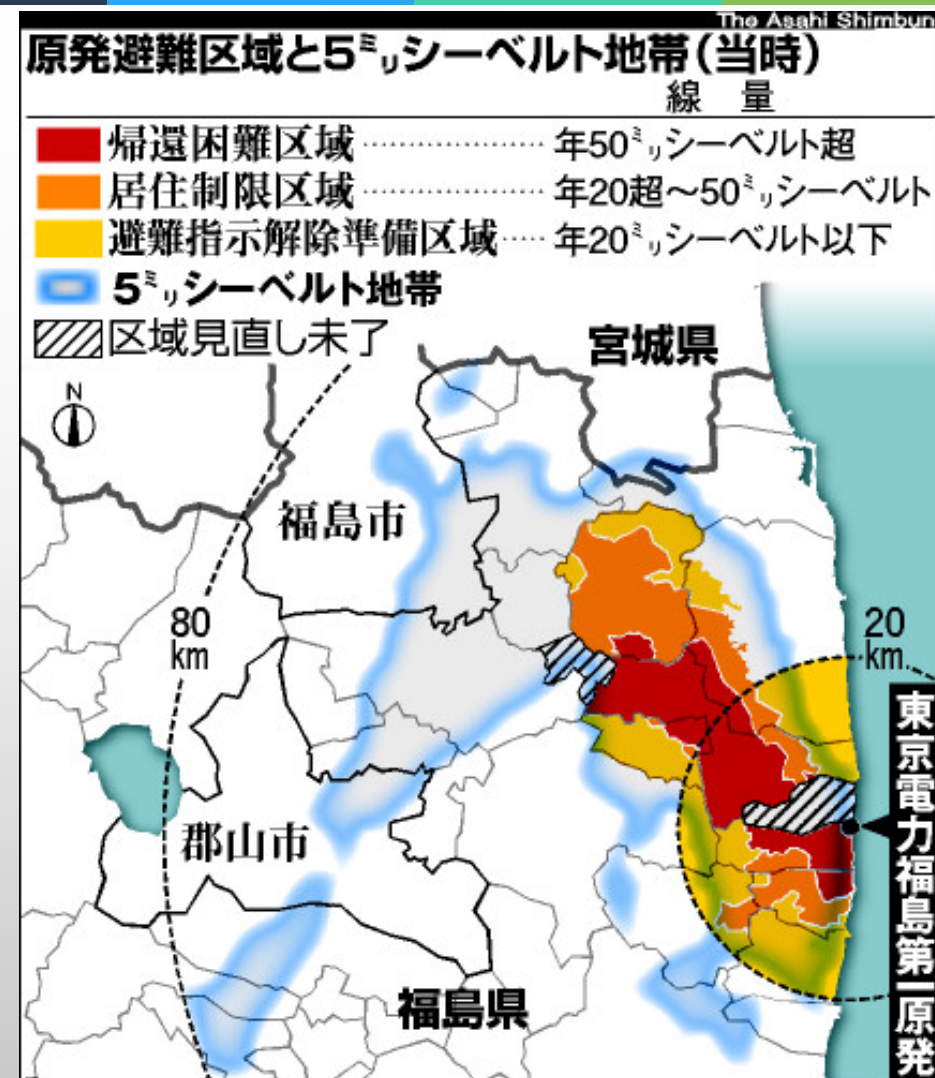


福島県の区域外(いわき市・福島市・郡山市・ほか)
東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県、東北・関東甲信越地方等から ⇒ 全国・海外へ避難

“福島への帰還基準、避難者増を恐れて強化せず”

- 福島第一原発の事故で避難した住民が自宅に戻ることができる放射線量「年20ミリシーベルト以下」の帰還基準について、政府が住民の安全をより重視して「年5ミリシーベルト以下」に強化する案を検討したものの、**避難者が増えることを懸念して見送っていた**ことが、朝日新聞が入手した閣僚会合の議事概要や出席者の証言で明らかになった。

(朝日新聞2013年5月25日)





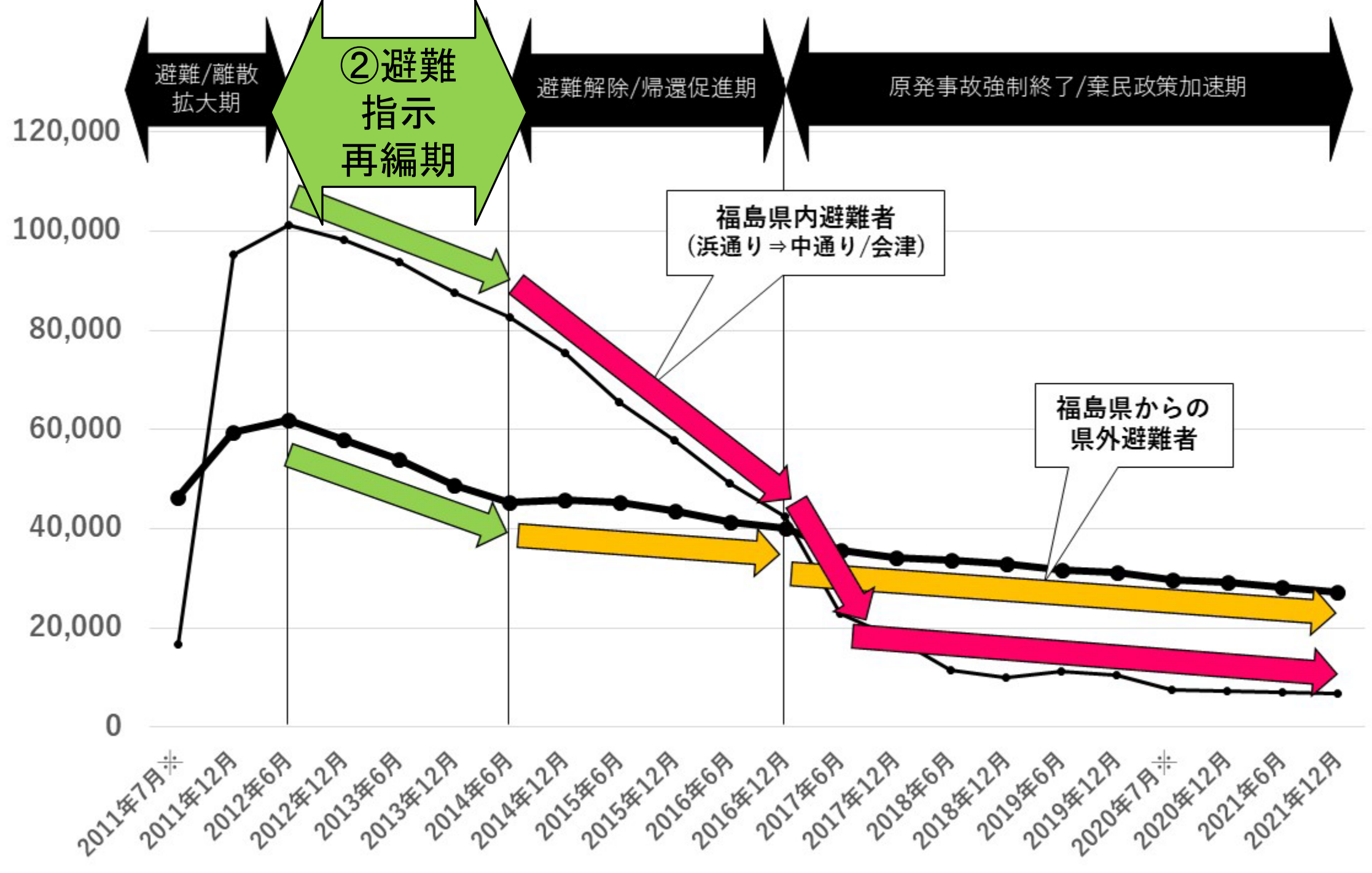
強制避難者
約85,000人

福島県内の区域外避難者
約70,000人

最大16万人と言われているが、
区域外からの避難者数の正確
な人数は、調査できず不明

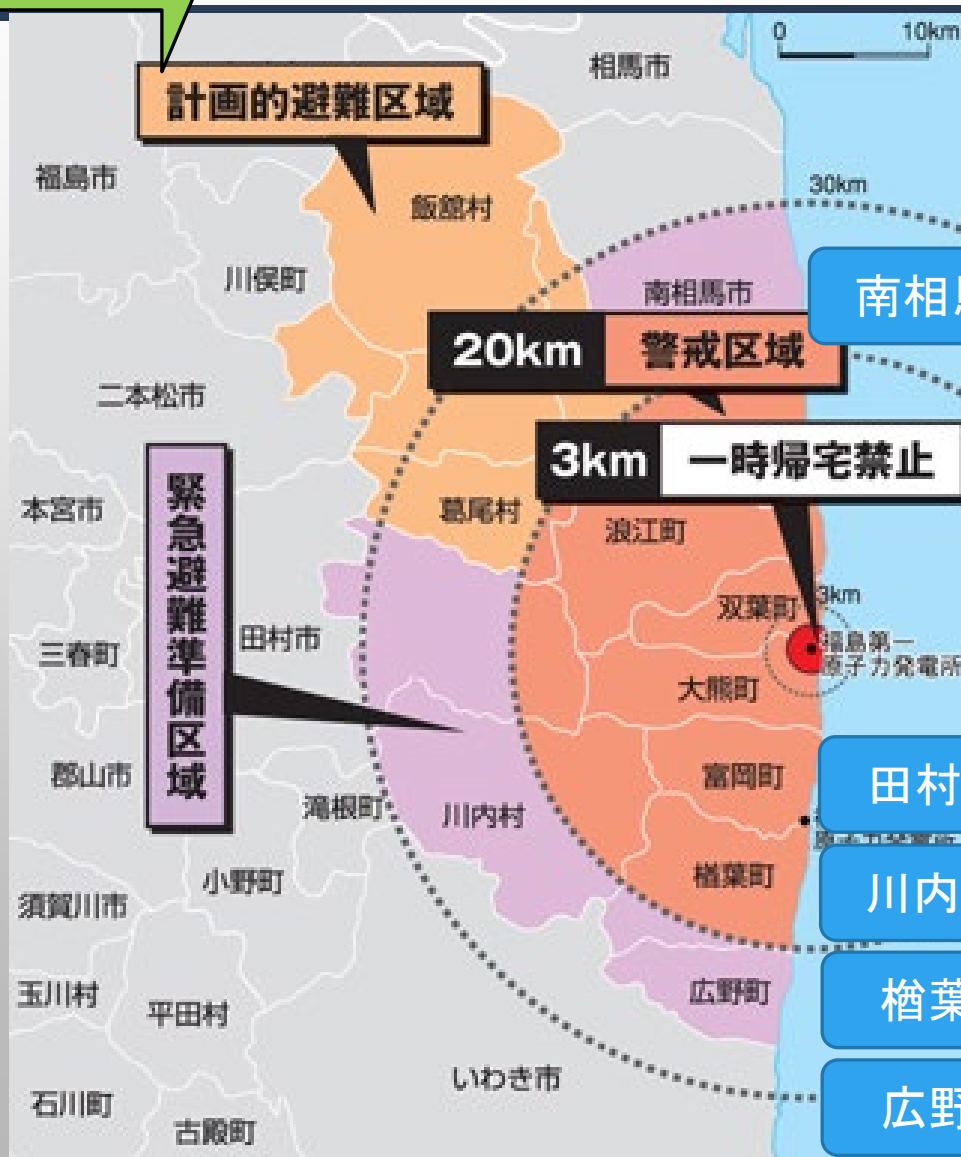
NHK World
“FUKUSHIMA Two Years Later”
March 2012 映像より(筆者協力)





②避難
指示
再編期

「帰還する」ことを目的とした、避難指示区域の再編 2011年5月 2011年12月～2013年12月



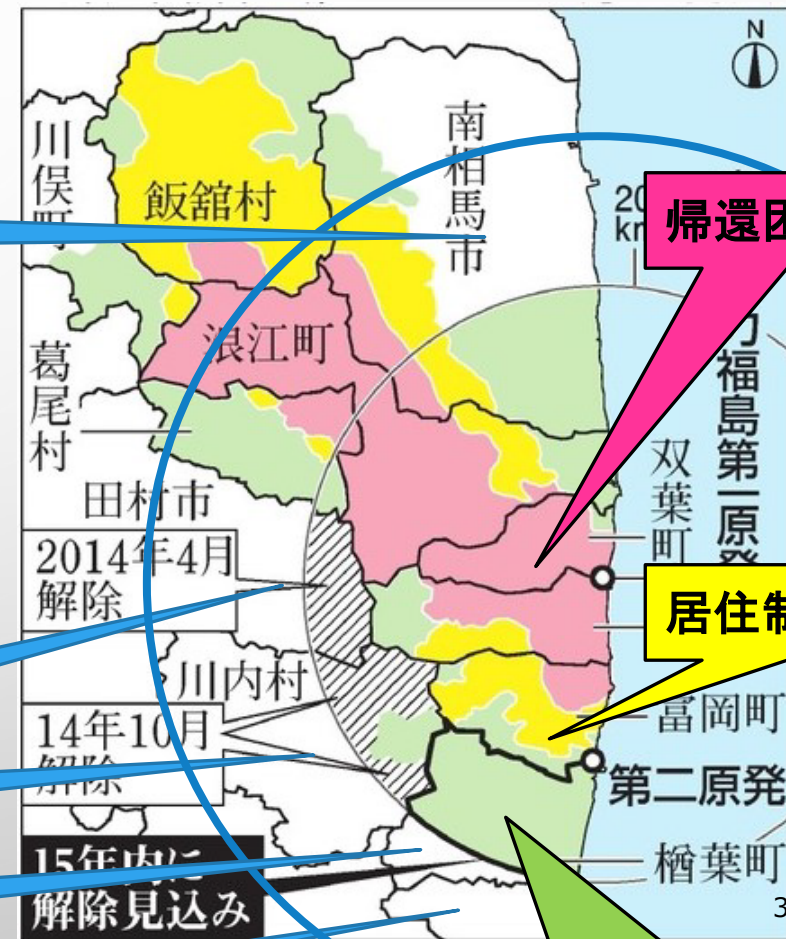
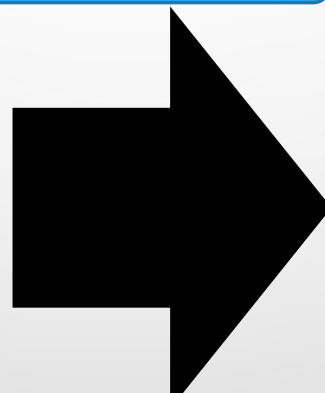
南相馬市約1/3⇒解除

田村市約2/3⇒解除

川内村約2/3⇒解除

楢葉町一部⇒解除

広野町全域⇒解除



帰還困難区域

居住制限区域

避難指示解除準備区域

2014年4月
解除

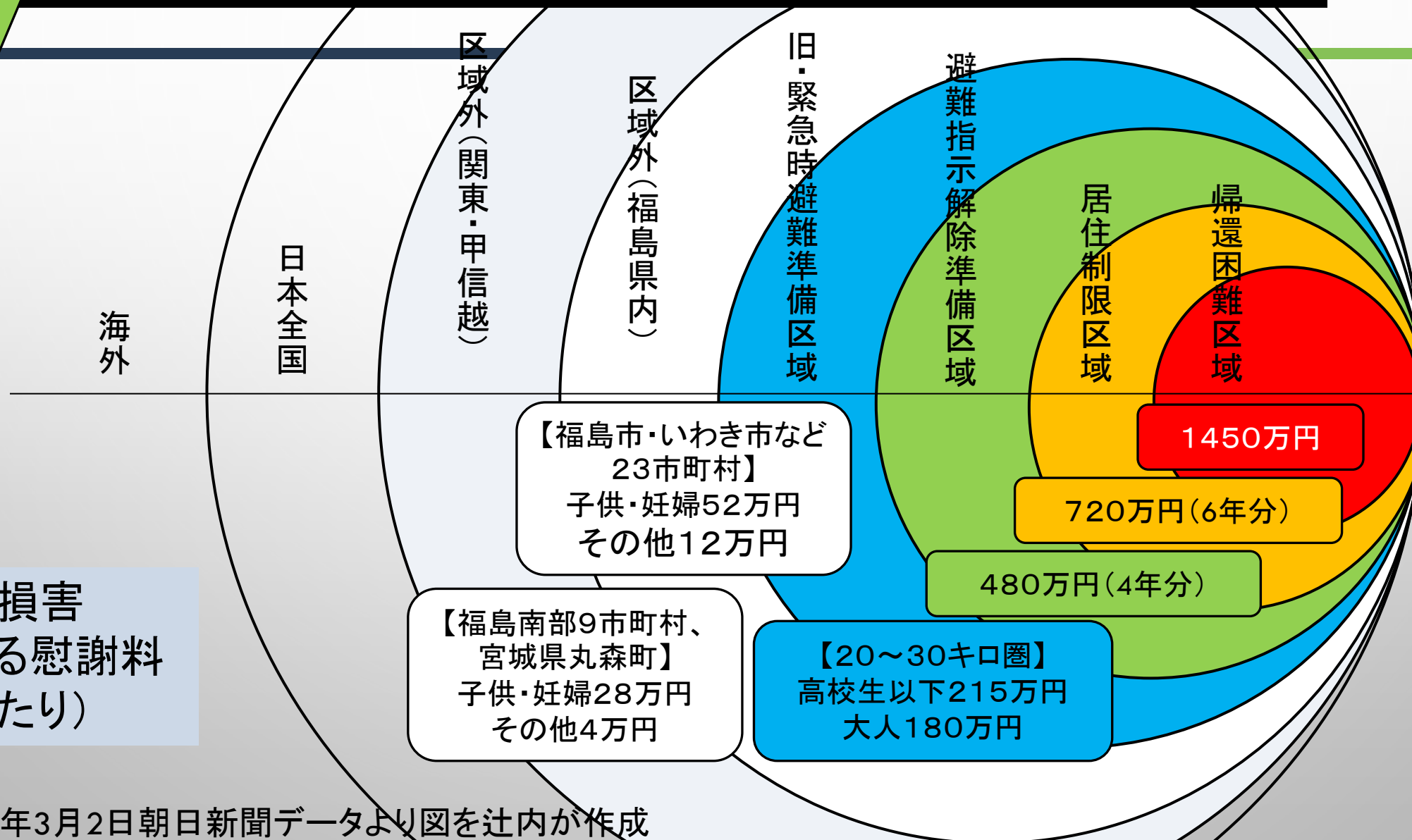
14年10月
解除

15年内
解除見込み

②避難 指示 再編期

- 2011年末の段階で放射線被ばくの年間積算線量が50ミリシーベルト（以下MSV）を超える恐れがあり、5年経っても20MSVを下回らないとされた区域が「**帰還困難区域**」として指定。この境界線上にはバリケードが築かれ、内部の住民であっても許可証がなければ立ち入りできなくなった
- 2つ目の区域として、年間積算線量が20MSVを超え、一時帰宅や道路の復旧などのために立ち入りはできるものの居住してはならないとする「**居住制限区域**」が指定
- 3つ目に、年間積算線量が20MSV以下になることが確実だとされた区域が「**避難指示解除準備区域**」として指定され、住民には帰還する心づもりと具体的な生活上の準備をするように促された
- この時期に、指定された避難区域に応じて賠償金の金額が定められ、**賠償金の有無や多寡による分断**が促進していった。
- ⇒**第2章／ギル論文「突然の追放、突然の富、そして妬みと差別」**

避難区域による賠償金の格差



②避難
指示
再編期

不合理な帰還区域の設定による「地域の分断」

防犯カメラ作動中

この先
帰還困難区域につき
通行止め



居住制限区域



2014年筆者撮影

Photo ©T.TSUJIUCHI

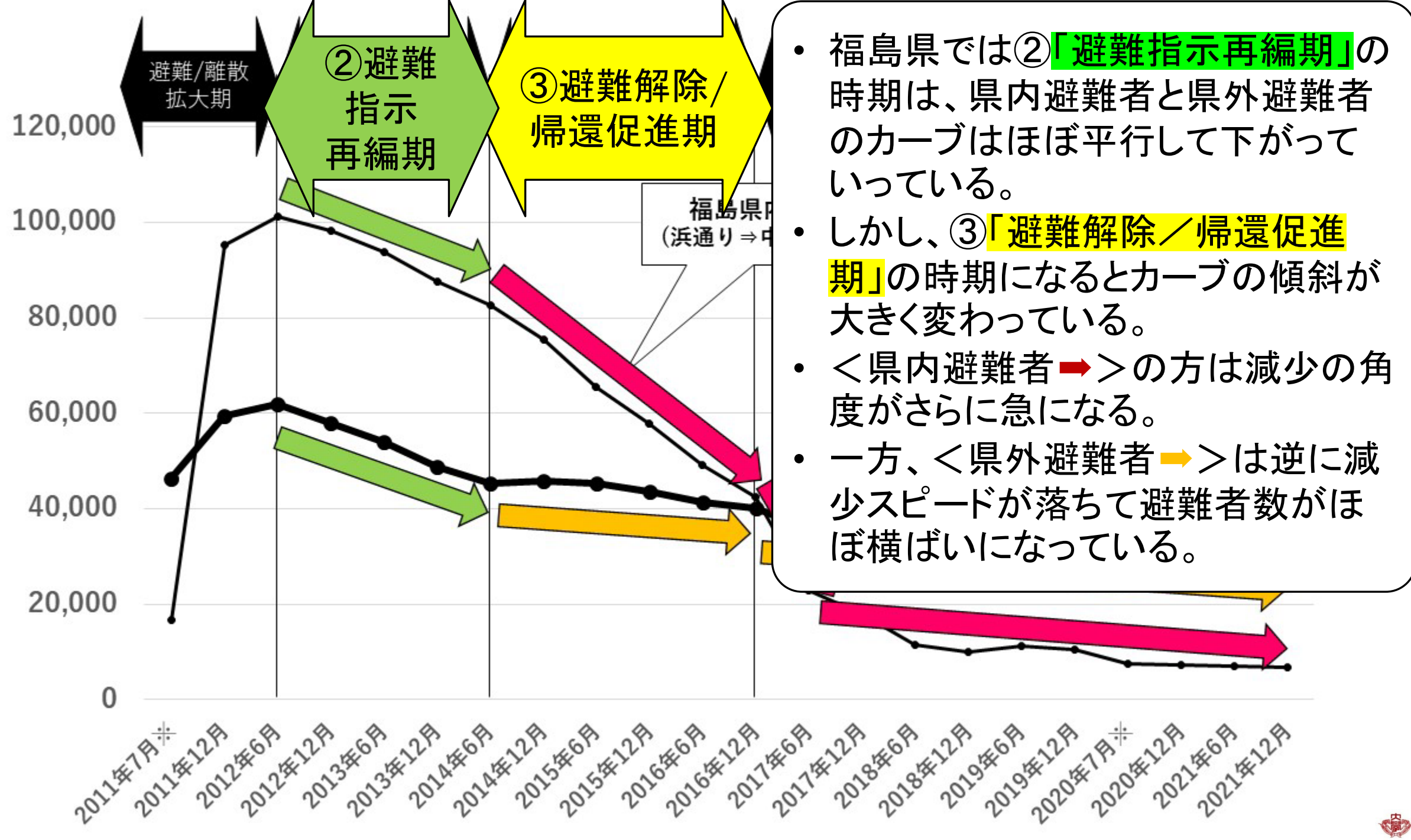
③避難解除/
帰還促進期

「地域の分断」 帰還困難区域の住宅解体がすすむ

防犯カメラ作動中



2017年筆者撮影



避難解除/ 帰還促進期

- 2014年4月から、「避難指示解除準備区域」の避難指示が順番に解除されていく時期。
- 避難指示の解除にあたっては、政府と自治体そして住民たちとの間で折衝が繰り返されたが、住民の反対にも関わらず解除が進められていった。
- 松井（2021）は、帰還を選ぶ住民には高齢者の割合が高く、子育て世代はリスクを避けて避難先にとどまるケースが多い事実をあげ、「**地域を守るため、地域の復興をうながすためという旗印を掲げた早期帰還政策が、結果的に地域住民を分断し、長期的な復興をむしろ妨げているのではないだろうか**」と述べている。
- ⇒**第3章／楊論文「閉ざされたドア」**
- ⇒**第4章／堀川論文「日常の苦境、模索する希望」**
- ⇒**第5章／スクリャール論文「福島から自主避難した母親たちのディレンマ」**
- ⇒**第8章／ヴァイソープト論文「自主避難者が帰るとき」**

避難/離散
拡大期

避難指示再編期

避難解除/帰還促進期

原発事故強制終了/
棄民政策加速期

120,000

100,000

80,000

60,000

福島県内避難者
(浜通り⇒中通り)

2017年
3月
自主避難者

福島県からの
県外避難者

- 2017年3月に「区域外避難者」に対する住宅支援の打ち切りが断行される。この政策決定は避難者全体に極めて大きなダメージを与えた。
- 図の＜県内避難者→＞のカーブも、2016年12月から2017年6月の半年間に、急勾配に下がっている。

2014年12月 2015年6月 2015年12月 2016年6月 2016年12月 2017年6月 2017年12月 2018年6月 2018年12月 2019年6月 2019年12月 2020年7月※ 2020年12月 2021年6月 2021年12月

避難/離散
拡大期

避難指示再編期

避難解除/帰還促進期

原発事故強制終了/
棄民政策加速期

120,000

100,000

80,000

60,000

福島県内避難者
(浜通り⇒中通り/会)

2017年
3月
区域外
避難者

2019年
3月
旧避難
区域

2020年
3月
帰還困
難区域

- 2019年3月には、旧避難区域である南相馬市、浪江町、川俣町、葛尾村、飯館村からの避難者約2200世帯の仮設・借り上げ住宅の提供が打ち切られた。
- さらに、2020年3月には、帰還困難区域からの避難者2700世帯への住宅提供も打ち切られた。

2014年12月

2015年6月

2015年12月

2016年6月

2016年12月

2017年6月

2017年12月

2018年6月

2018年12月

2019年6月

2019年12月

2020年7月※

2020年12月

2021年6月

2021年12月

原発事故強制終了/
棄民政策加速期

- 「居住は基本的人権である（HOUSING IS A BASIC HUMAN RIGHT）」（日高 2016）と言われるが、原発事故被災者にとって生きることの基盤である住む場所が次々と奪われていった。
 - ⇒**第7章／レシュケ論文「住宅支援打ち切りに抗議」**
- 

避難指示が解除 されていく状況

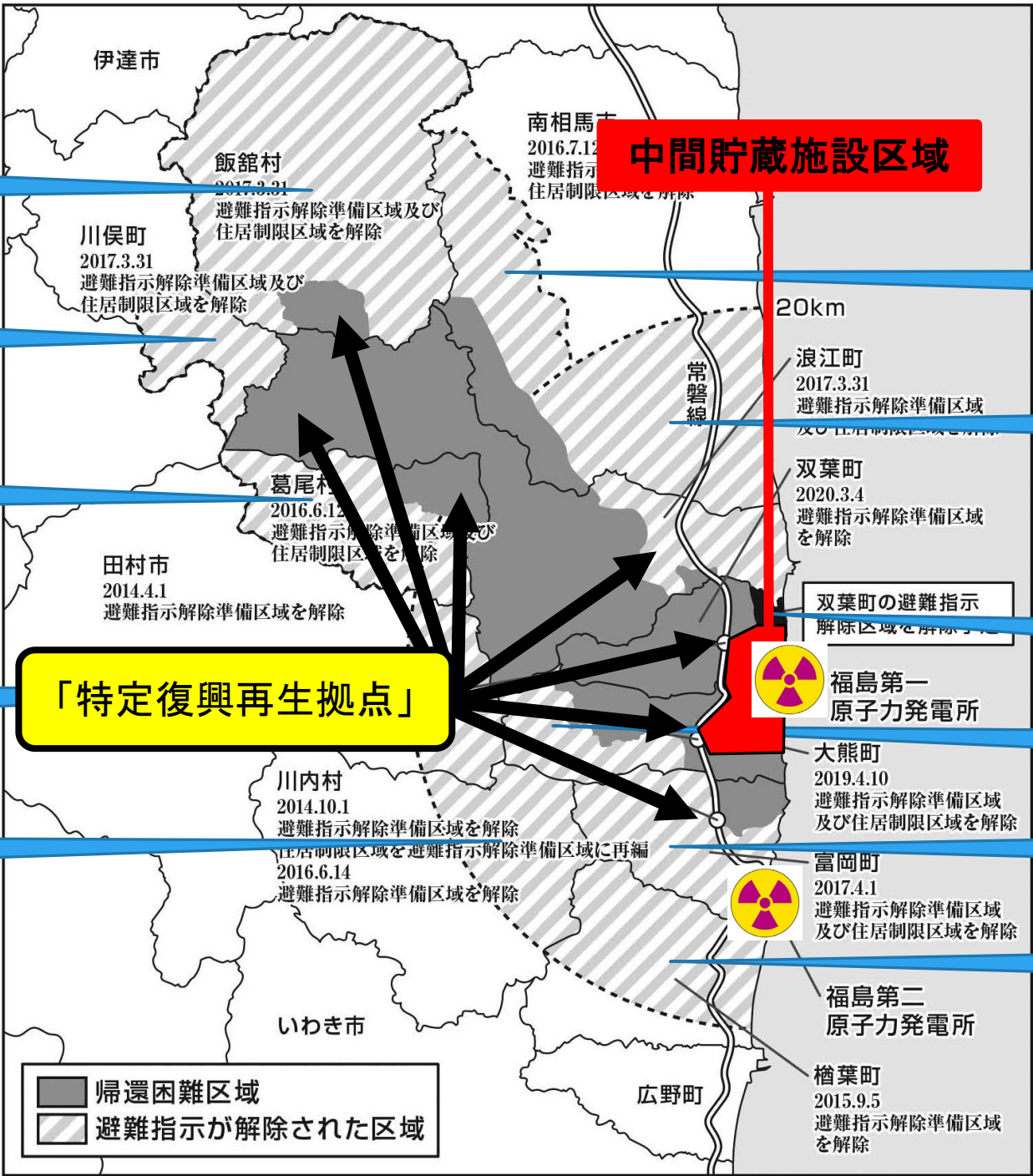
2016年3月 飯館村

2017年3月 川俣町

2016年6月 葛尾村

2014年4月 田村市

2014年10月 川内村



2016年7月 南相馬市

2017年3月 浪江町

2020年3月 双葉町

2019年4月 大熊町

2017年4月 富岡町

2015年9月 檜葉町

図：2020年3月時点

原発事故強制終了/ 棄民政策加速期

- 「帰還困難区域」の中に「特定復興再生拠点区域」が設けられるなどして、集中的に除染やインフラ等の整備が進められ「帰還」が促進されていっている。
- 政府や福島県による住宅政策を見る限り、帰還しない人びとの切り捨てにつながっている。
- 日野（2016）が『**原発棄民**』という用語で表現したように、この時期にはいわば「棄民政策」が加速していくことになる。
- 人類学者の竹沢（2022）は、「**避難者たちの声を抑えつけ、彼らの経験や困難を黙殺し、そのことで彼らの行動を操作しようとする試みが総がかりでおこなわれてきた**」と述べている。
- 社会全体として、原発事故は既に終わった出来事として認知されるようなプロパガンダも進み、まさに原発事故の「**強制終了**」が推し進められていっている。



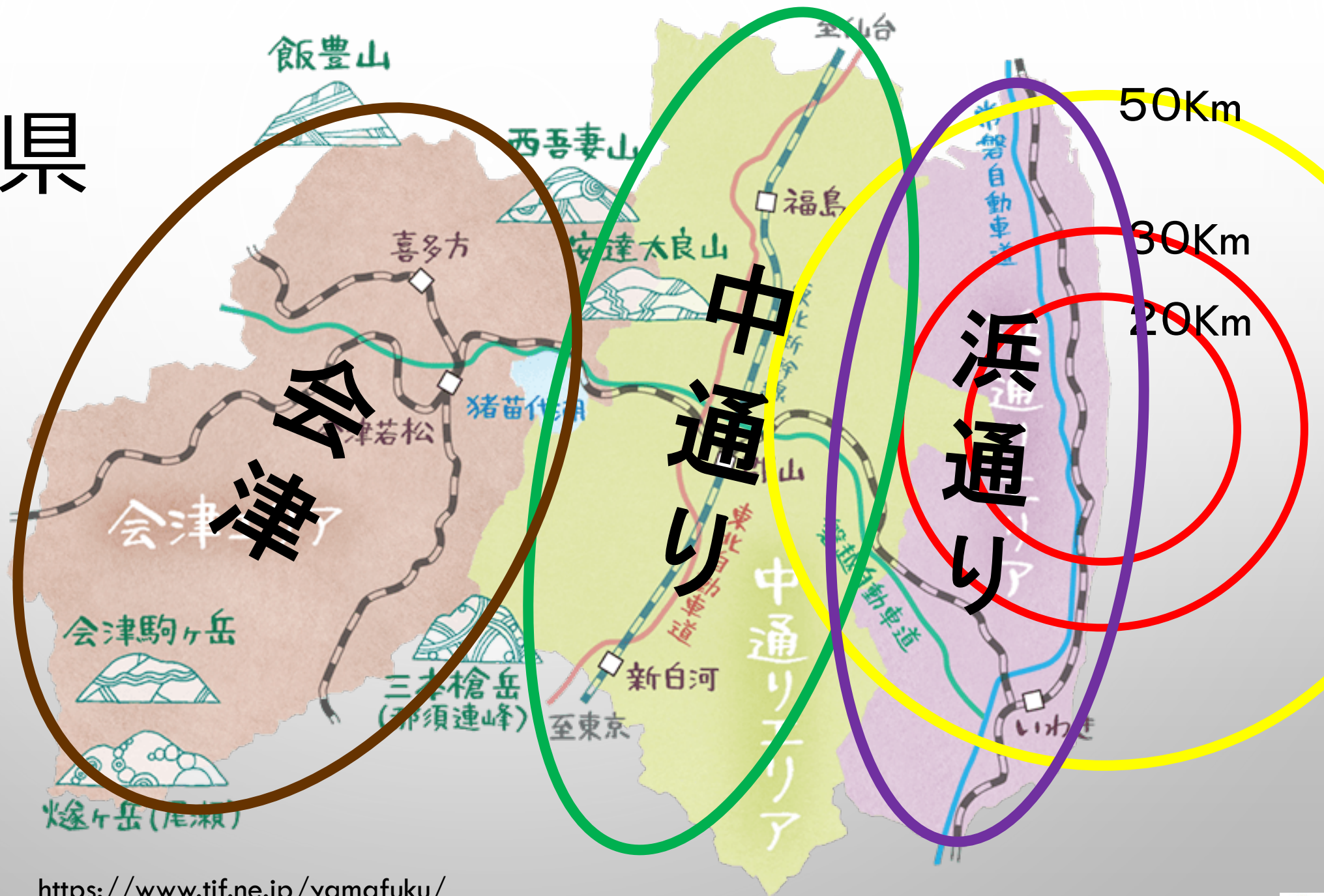
5. 作りだされた分断と対立の現状



*Waseda Institute of Medical Anthropology
on Disaster Reconstruction*

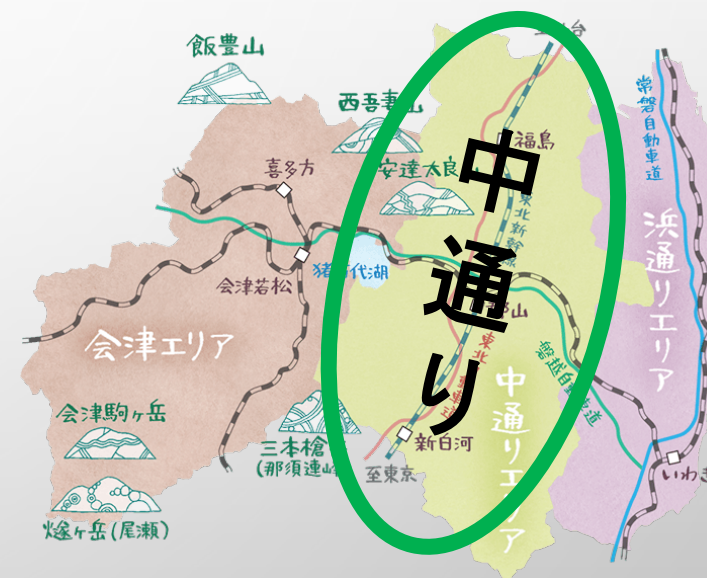
©Photo by Takuya TSUJIUCHI

福島県

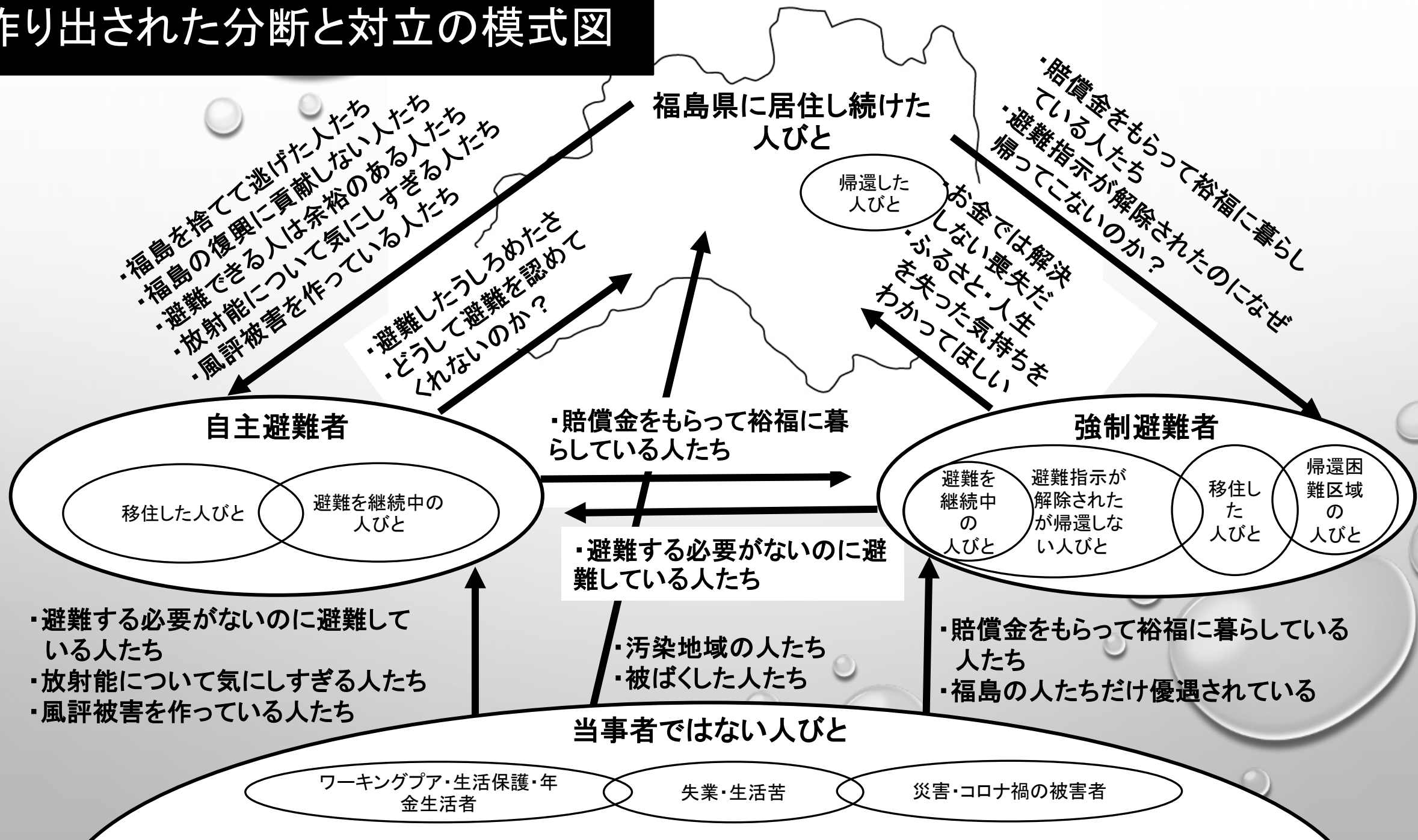


「福島子ども健康プロジェクト」(成元哲、2015) より

- 福島県中通り9市町村の子どもと保護者を対象にした調査研究から
- ①不安を強く感じながらも仕事、家族、経済的事情などから避難したくてもできない人びと
- ②避難区域の福島県浜通りから中通りに避難してきた人びと
- ③避難しない人びと
- ④就職・転勤などで新たに入ってきた人びと
- ⑤一度は避難したが、さまざまな事情で戻ってきた人びと
- ⑥避難先と元の場所とを行き来する人びと
- ⑦避難していった人びと
- ⇒同じアパートに住んでいても、それぞれの放射能へのリスク認知と対処行動が異なるため、放射能の問題を話題にすることが難しく、家庭内・地域内で放射能への対処をめぐって葛藤やあつれきが生じやすい。



作り出された分断と対立の模式図



分断と対立の言説を、敢えて模式図として表す意図

- それぞれの言説を図式化してしまうと、言説が固定化され、強化されることにつながり、ステイグマを増長させてしまう危険性がある。
- しかし、分断と対立を乗り越えるためには、危険を認識したうえで、現在の問題を直視しなければならないと考えた。
- この図を示すことによって、それぞれの言説を「いや、そうではないのだ」というように見直すきっかけを作りたい。

✖ 賠償金をもらって裕福に暮らしている人たち

・避難指示が解除されたのになぜ帰ってこないのか？

⑧ お金では解決しない喪失だ
ふるさと・人生を失った気持ちをわかってほしい

強制避難

避難指示が解除されたのに帰還しない人びと

避難を継続中の
人びと

続けた

帰還した
人びと

強制避難者に向けられる視線

- ・生活・人生・家族・ふるさと、すべてを失った喪失感はあまりにも深い
- ・決して裕福に暮らしているわけではない
⇒第2章／ギル論文
- ・もともとの単身世帯、地元土地・家・家財のなかった世帯、避難後に単独になった女性⇒第4章／堀川論文

【帰還しない理由(2022WIMA調査)】

- ・地元の放射線量がまだ安全ではない
- ・地元の生活環境が整っていない
- ・地元に戻っても仕事がない
- ・地元に戻っても家族・友人がいない
- ・子どもの教育のため
- ・避難先で新しい仕事に就いた
- ・避難先のコミュニティに定着した
- ・家族の意向が一致しない
- ・帰還するための経済的余裕がない
- ・原発事故のことを思い出してしまう

「国内避難民」の出現と対話・会話の必要性

- 原発事故避難者は、わが国における戦後最大の
「国内避難民（Internal Displaced Peoples : IDPs）」
と国際的には捉えられている。
- 大勢の国内避難民の出現は、「見知らぬ人びと」つまり異邦人をめぐる現象を各地で作り出し、避難者側にも地域住民側にも警戒心を抱かせてしまい、分断と対立を生みだした。
- 「難民は常に見知らぬ人びとであり、見知らぬ人びとが不安の源となるのは、彼らが『見知らぬ』人びとであるためだ。」（Bauman 2017）
- 「私たちは、**会話**に参加して会話の過程で生じる障壁を共に乗り越えていくことを通して、会話がお互いを理解し尊重し合い、そして**最終的な合意に至るための最も優れた道**であるという確信するようになる。その障壁がどのようなものであっても、またどれほど巨大に見えたとしても、その確信は揺るがない。平和を獲得し、お互いの利益を生み出し、協力し合い、共生していくためには、会話こそが合意に至るための王道なのである」（Bauman 2017）



- ✖ 福島を捨てて逃げた人たち
- ✖ 福島の復興に貢献しない人たち
- ✖ 避難できる人は余裕のある人たち
- ✖ 放射線について気にしすぎる人たち
- ✖ 風評被害を作っている人たち

自主避難者

8

- ・避難したうしろめたさ
- ・どうして避難を認めてくれないのか？

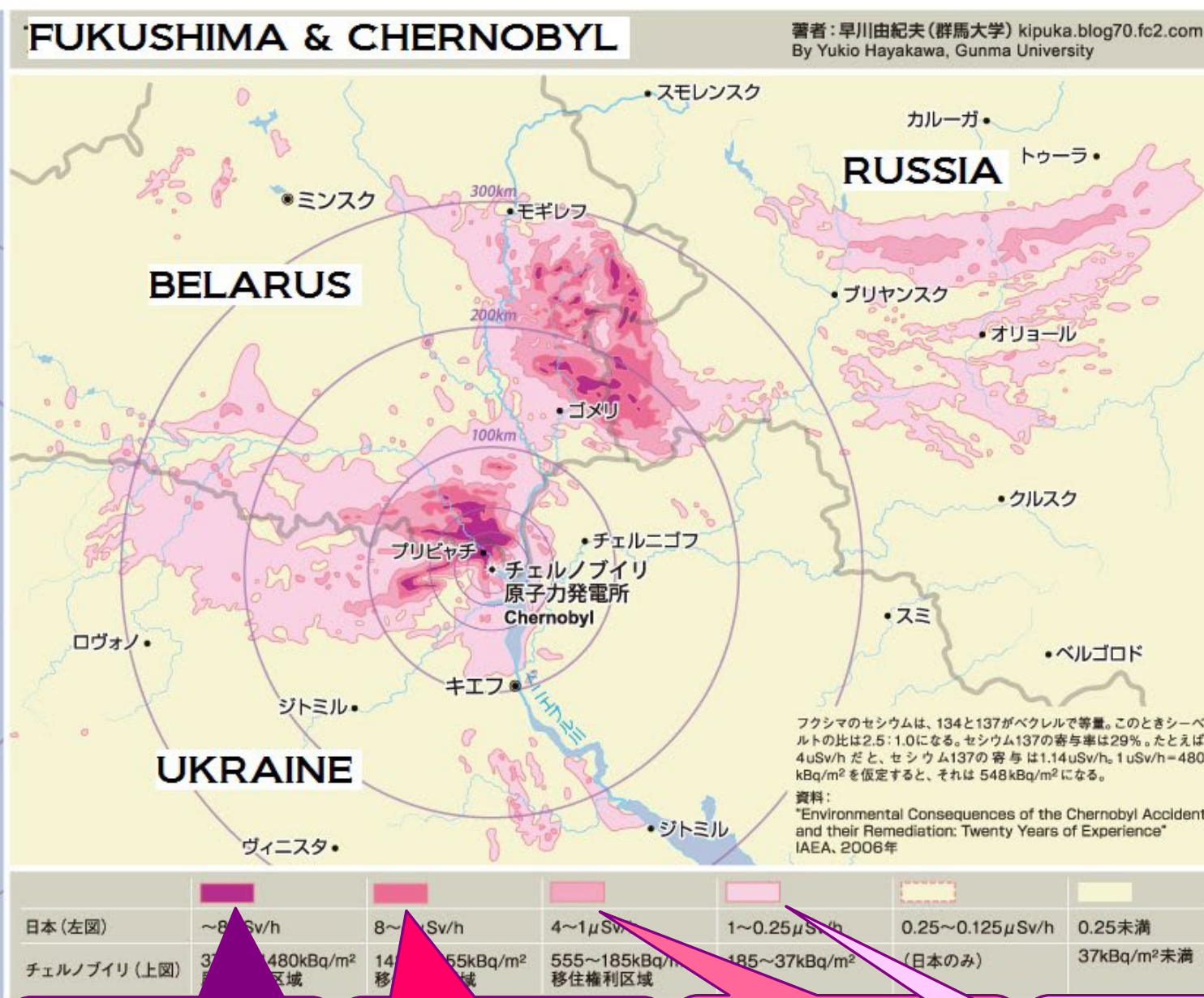
移住した人びと

避難を継続中の
人びと

・賠償金を
に暮らして

自主避難者に
向けられる視線





チェルノブイリでは、避難区域が土壌汚染度を基準に定められた。その値を空間線量に換算した値。

2011年末『避難・離散拡大期』、避難区域内外からの避難者が急増した時点の地図。ピンク色は、汚染された地域。

	約70mSv/年以上 「居住禁止区域」	約35～70mSv/年 「移住必要区域」	約8.8～35mSv/年 「移住権利区域」	約2.2～8.8mSv/年	
日本(左図)	～8μSv/h	8～14μSv/h	4～1μSv/h	1～0.25μSv/h	0.25～0.125μSv/h 0.25未満
チェルノブイリ(上図)	37～548kBq/m ² 居住禁止区域	14～55kBq/m ² 移住必要区域	555～185kBq/m ² 移住権利区域	185～37kBq/m ²	(日本のみ) 37kBq/m ² 未満

約70mSv/年以上
「居住禁止区域」

約35～70mSv/年
「移住必要区域」

約8.8～35mSv/年
「移住権利区域」

約2.2～8.8mSv/年

改訂版 2011年12月9日(初版4月15日)
この地図の作成には、文部科学省科学研究費補助金「インターネットを活用した
地図製図：萩原佐知子(TUBE graphics)

早川由紀夫(群馬大学)2011年



✖ 福島を捨てて逃げた人たち
✖ 福島の復興に貢献しない人たち
✖ 避難できる人は余裕のある人たち
✖ 放射線について気にしすぎる人た
✖ 風評被害を作っている人たち

- ・「過剰な不安」ではなく「正当な心配」である(辻内、2016)。
 - ・区域外避難者の、放射線に関する「科学リテラシー」は高い(辻内、2016)
 - ・「風評被害」言説を作っているのは国や社会である。
- ⇒第1章／辻内論文
⇒第8章／ヴァイソープト論文

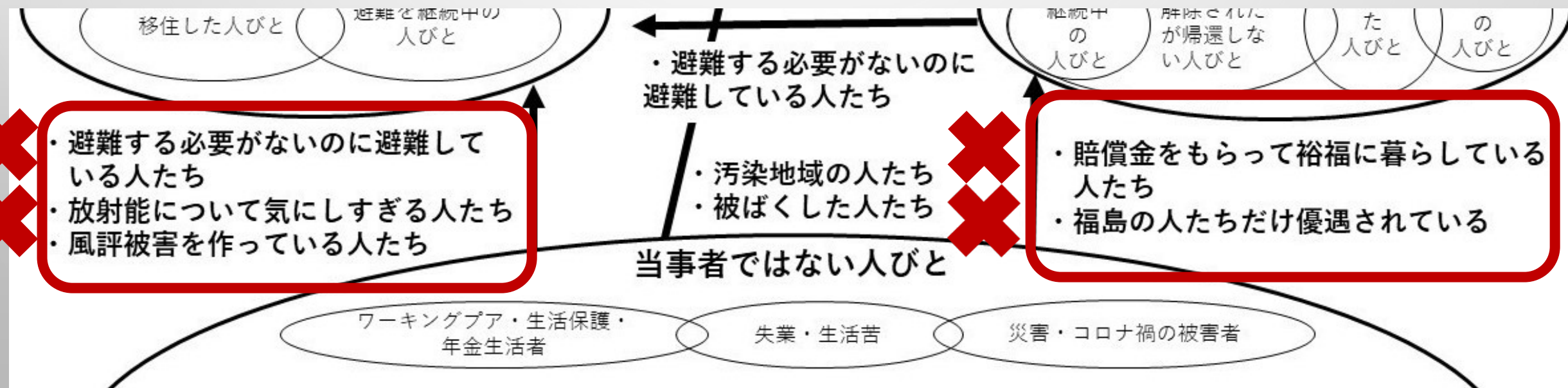
- ・避難したうしろめた
- ・どうして避難を認めくれないのか？

賠償金を
に暮らして

- ・東日本の広い範囲で放射性物質が飛散した。
 - ・全国各地で市民による放射線量測定活動が広がった。
 - ・福島を捨てて避難したわけではない。
 - ・放射能から子どもや家族の身を守るために避難した人たちである。
 - ・区域外避難者の「ふるさと喪失感」も強い(辻内、2016)。
- ⇒第5章／スクリヤール論文
⇒第6章／木村論文

自主避難者に向けられる視線

当事者ではない人びと からの視線



『福島の人たちだけ優遇されている』という言説の背景

- ・「福島の人たちだけ優遇されている」という言説は、現代日本社会のセーフティネット（社会保障）の脆弱性を物語っている。
- ・ひとたび危機的なライフイベントに見舞われると、一気に生活苦に陥ってしまう社会。
- ・「賠償金バッシング」も「生活保護バッシング」も始まったのは2012年。
- ・日本の生活保護の捕捉率は15.3%～18%（2010年）と低い。
- ・英国;47～90%、ドイツ;65%、スウェーデン;82%、フランス;92%。
- ・日本の生活保護制度は、必要とする生活困窮者に対して行き届いていない。
- ・バッシングが起きるのは、社会の構造的問題。

・避難する必要がないのに避難している人たち
・放射能について気にしすぎる人たち
・風評被害を作っている人たち

・汚染地域の人たち
・被ばくした人たち

・賠償金をもらって裕福に暮らしている人たち
・福島の人たちだけ優遇されている

当事者ではない人びと

ワーキングプア・
生活保護・年金生活者

失業・生活苦

災害・コロナ禍の被害者

6. 分断と対立を生む構造を理解するために

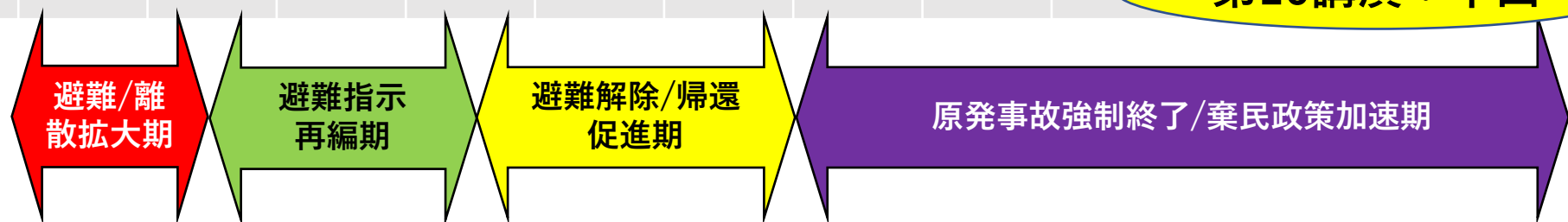


〈強制避難者〉〈自主避難者〉〈福島に居住し続けた人びと〉〈福島に帰還した人びと〉は、それぞれどのような苦難を経験し、どのような葛藤を抱えて、どのように生き抜いてきたのだろうか。

国際的に活躍する文化人類学者・社会人類学者・社会学者・心理学者たちの手で、原発事故被災者たちの苦難と希望の物語を紡いでいきたい。

*Waseda Institute of Medical Anthropology
on Disaster Reconstruction*

調査対象 強制避難 自主避難		章	著者	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
○	○	1	辻内												
○		2	ギル												
○	△	3	楊												
○		4	堀川												
	○	5	スクリャール												
	○	6	木村												
	○	7	レシュケ												
	○	8	ヴァイソ・プト												
○		9	日高ら												
○	○	10	平田ら												



: 本論文で使用されたデータを収集したフィールドワーク調査／インタビュー調査の時期
 : 本論文に関連した追跡調査・継続調査の時期